四国中央テレビ契約約款

株式会社四国中央テレビ（以下「当社」という。）と当社が提供するサービスを受ける者（以下「加入者」という。）との間に結ばれる契約は次の条項によるものとする。

（当社の行う業務）

第１条　当社は業務区域内の加入者に次の業務を提供する。

（１）放送事業者のテレビジョン放送（多重放送を含む。）、ラジオ放送（ＦＭ及びデジタル放送。）及びデジタルデータ放送を有線により同時再送信する業務。

（２）基本利用料で視聴できる自主放送番組を有線により放送する業務。

（３）基本利用料以外に別料金で視聴できる同時再送信番組、自主放送番組（以下「オプションチャンネル」という。）を有線により放送する業務。

（４）上記業務に付帯する業務。

（契約の単位）

第２条　加入契約は、１引込線（引込線及び保安器または回線終端装置）ごとに締結することを原則とします。

２　１引込線に複数の世帯・企業等が接続される場合は、各世帯・企業ごとに締結するものとする。

３　業務目的で、あるいは継続的に当社の提供するサービスを不特定または多数の人が視聴できるように受信機を設置する場合、もしくは定められた受信機台数を超えた台数で視聴する場合、当社との別段の取決めまたは承諾が必要となる。

（契約の成立）

第３条　加入契約の成立は、加入申込者が所定の申込書を提出し、当社がこれを受諾した時とする。

２　当社は契約成立後、次の場合には、その契約を解除することができる。

（１）加入申込者に、自己に課せられた責務の履行を怠ったことがあるなど本契約上要請される金員の支払いを怠る恐れがあると認められる場合。

（２）加入申込者が、放送番組の著作権および著作隣接権を侵害する恐れがあると認められる場合。

（３）加入申込者が日本国外に居住している場合。

（４）建築状態（集合住宅等）により、配線工事が困難な場合。

（５）その他、加入申込者が本約款に違反する恐れがあると認められる場合。

（加入申込の解除等）

第４条　加入申込者は、加入申込を解除しようとするときは、申込の日から８日の間、書面で当社に通知することにより申込を解除または、取り消すことができる。ただしこの場合、引込線工事、加入者の設備工事のいずれかが施工済みの場合、もしくは、その両方が施工済みの場合はそれぞれの工事料を負担するものとする。尚、契約料を支払済みの場合はその契約料の払戻しを行う。

（契約の有効期限）

第５条　契約の有効期限は、契約成立の日から１年間とする。ただし、契約期間満了の日の 10 日前までに当社、加入者いずれからも文書により意思表示がない場合には、引き続き１年間の期間を更新するものとする。

（契約料）

第６条　加入者は、当社が別に定める料金表に従い、契約料を支払うものとする。

２　加入者は、セットトップボックス（以下「ＳＴＢ」という。）の取り付け工事が完了したとき、もしくは初回の屋内工事が完了したときに契約料を支払うものとする。

（基本利用料）

第７条　加入者は、屋内工事が完了しサービスを受けた日の属する月の翌月から、当社が別に定める料金表に従い、利用料を定める期日に指定金融機関の四国中央テレビ加入申込書に記入の料金お支払い口座から自動振替するものとする。

２　利用料の計算の開始はサービスを受けた日、終了は加入契約の解除のあった日の属する月の末日までとする。

３　社会経済情勢の事由により、総務大臣に届出た上で利用料金の改定を行うことがある。

４　当社の設定した契約料・利用料には、ＮＨＫの受信料（ＮＨＫの衛星放送受信料も含む。）は含まれておりません。従って、ＮＨＫと受信契約を締結していない加入者は、別途、ＮＨＫと所定の受信契約を結んでいただくこととなります。

５　当社の設定した契約料・利用料には、WOWOWの契約料、受信料は含まれておりません。従って、WOWOWの視聴を希望する加入者は、別途、WOWOWと所定の受信契約を結んでいただくことになります。

（特別料金）

第８条　第１条に定めるサービスを受ける加入者は、第６条・第７条の規定による契約料・利用料に加えて、別に定める料金表に従い特別料金表を支払うものとする。

２　オプションチャンネルの視聴申込は、ＳＴＢ毎･チャンネル毎･月毎の契約とする。
３　料金の支払いは、第７条第１項に準じるものとする。

（ＳＴＢの貸与）
第９条　ＳＴＢは、当社の所有とし、加入者に貸与する。
２　加入者は、当社が必要に応じて行うＳＴＢのバージョンアップ作業の実施に同意するものとする。

（延滞利息）
第 10 条　加入者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5％（1 年を 365 日とします。）の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払うものとする。ただし、支払い期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りでない。

（設備の設置及び費用の負担）
第 11 条　当社が行う業務に必要な設備（放送センター、伝送路設備）の設置に要する費用は当社が負担し、これを所有または管理する。
２　引込み線の設置に要する費用は、加入者が負担し、当社がこれを所有及び管理する。
３　引込み線を設置するにあたり、当社の施工基準を超えるものである場合、その費用は加入者が負担し、当社がこれを所有および管理する。
４　前項の工事並びに保守については、当社が行う。
５　加入者は、加入者の設備（保安器または回線終端装置（以下「保安器等」という。）の出力端子以降の設備）の設置に要する費用を負担し、これを所有する。
６　上項の工事については当社の指定する業者が行い、保守管理については加入者が行うものとする。

（既存の受信設備並びに画像品質）
第 12 条　加入者が設置している既存の受信設備は、原則としてそのまま残置するものとする。
２　加入者が、既存の受信設備で視聴する場合、その画像の品質の変化について、当社は関知しないものとする。

（設置場所の提供等）
第 13 条　加入者が所有または占有する敷地、建物、構築物等において、当社が引込み

線等設備（引込み線、保安器等）を設置するために必要な場所は、その加入者が提供するものとする。

２　当社または当社の指定する業者が引込み線等設備の設置、撤去、修理または復旧の工事を行う場合には、当社または当社の指定する工事業者は予め加入者に対し工事内容を説明した上で、当該工事を実施することを原則とする。なお、加入者が所有する設備または占有する敷地・建物・構築物・テレビ受信設備等の復旧に関しては、当社は関知しないものとする。

３　当社が加入契約に基づいて設置するＳＴＢ、回線終端装置等に必要な電気料は、加入者が負担するものとする。

４　加入者は、引込み線設備の設置について、地主、家主、その他利害関係人があるときは、予め承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負い、当社は関知しないものとする。

（設置場所の変更）

第 14 条　加入者が、加入者の事由（転居等）により引込み線等設備の移転を行う場合は、業務区域内で、なおかつ配線方法が当社の定める施工基準を満たす場合に限りその移転を認めるが、その移転に要する工事料は加入者が負担するものとする。

（故障）

第 15 条　当社は、加入者から当社が提供するサービスに異常がある旨の申し出があった場合、これを調査し、必要な措置を講じるものとする。

２　異常の原因が加入者の設備による場合、その調査と修復に要する費用を加入者が負担するものとする。

３　加入者は、故意または過失により、当社の設備に故障を生じさせた場合は、その調査と修復に要する費用を負担するものとする。

４　ＳＴＢの付属品（リモコン等）に故障が生じた場合は、新しい付属品と交換することとし、その交換費用は加入者が負担するものとする。

（保守責任及び免責事項）

第 16 条　当社は、当社の設備の維持管理責任を負うものとする。ただし、加入者は、維持管理の必要上、サービスの提供が一時的に停止することがあることを承認するものとする。

２　当社が放送を月のうち半分以上行うことがなかった場合、加入者は当該月分の利用料の支払いを要しないものとする。

３　当社の設備保守責任範囲は保安器等の出力端子までとする。ただし、貸与したＳＴ

Ｂについては、当社の責任とする。（ただし付属品は除く。）

４　保安器等の出力端子以降の加入者側の設備並びに加入者の受信機に起因する事由により、当社の行うサービスに支障が生じた場合、当社はその責任を負わないものとする。

５　当社は、次の各号に起因することにより、第１条に定めるサービスの提供に支障が生じることがあっても、その責任を負わないものとする。

（１）　天災、事変その他の事態のとき。

（２）　第三者が故意または過失により、当社の設備に損傷を与えたとき。

（３）　その他やむを得ない事由のとき。

（名義変更）

第 17 条　加入者は、相続の場合以外その名義を変更することができない。

（加入者の義務）

第 18 条　加入者は、次のことを遵守するものとする。

（１）　当社が所有または管理する設備を改変、移動・取り外しをしないこと。

（２）　当社が貸与するＳＴＢは責任を持ってこれを管理・保管し、変更・分解または損壊しないこと。

（３）　加入契約に基づいた数量以外の受信機等を接続して視聴しないこと。これに違反したときは、視聴を始めた期日にさかのぼり相当の利用料を支払うものとする。

（４）　加入者は加入契約に基づいて設置した設備を別世帯に無断で分配・延長しないこと。なお、世帯とは住居及び生計を共にする者の集まり、または独立して住居もしくは生計を維持する単身者とする。

２　加入者は、前項の規定に違反して、設備を亡失または損壊したときは、当社が指定する期日までにその補充・修理その他の工事等に必要な費用を支払うものとする。

（サービスの休止）

第 19 条　加入者は、当社が提供するサービスを一時的に休止しようとする場合は、当社が定める一定期間内において、サービスの休止ができるものとする。

２　サービスを休止する場合、契約料の払戻しはしないものとする。

３　サービスを休止する場合、加入者は第７条の規定による料金を支払うものとする。ただし、前納している場合は第７条の規定にかかわらず、休止の月の翌月以降の分について払い戻すものとする。

４　サービスを休止する場合、当社は、当社が所有または管理する設備を撤去すること

を原則とする。同時に第１条にある業務を停止する。この場合、加入者が所有する設備または占有する敷地・建物・構築物・テレビ受信設備等の復旧に関しては、当社は関知しないものとする。

５　休止後、サービスの復活をする場合は、加入者は、当社にその旨を申し出により、サービスの提供に必要な措置（引込み線工事、加入者の設備工事、ＳＴＢの取り付け工事等）を行いその費用は、加入者が負担するものとする。

（加入契約の解除）

第 20 条　加入者は、加入契約を解除しようとする場合は、速やかに当社にその旨を申し出るものとする。

２　契約を解除する場合、契約料の払戻しはしないものとする。

３　契約を解除する場合、加入者は第７条の規定による料金を支払うものとする。ただし、前納している場合は、第７条の規定にかかわらず、解除の月の翌月以降の分について払い戻すものとする。

４　契約を解除する場合、当社は、当社が所有または管理する設備を撤去することを原則とする。同時に第１条にある業務を停止する。この場合、加入者が所有する設備または占有する敷地・建物・構築物・テレビ受信設備等の復旧に関しては、当社は関知しないものとする。

（Ｂ－ＣＡＳカードの取り扱いについて）

第 21 条　Ｂ－ＣＡＳカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「Ｂ－ＣＡＳカード使用許諾契約約款」に定めるところによる。

（加入者の義務違反による停止及び解除）

第 22 条　加入者が、利用料金等の支払いを２ヶ月以上遅延または本契約約款に違反する行為があった場合、当社は、サービスの提供の停止及び加入契約の解除ができるものとする。

２　前項に基づき加入契約が解除された場合、契約料・工事料等の払戻しは行わないものとする。

（工事の遅延承諾）

第 23 条　加入申込者が所定の手続きを行い、当社がこれを承諾した後に、当社が行う工事が諸般の事情で遅延する場合は、加入者はこれを承諾するものとする。

（放送内容の変更）
第 24 条　当社は、やむを得ない事情があるときは、放送内容を変更できるものとする。この場合、当社はその他一切の責任を負わない。

（約款の改正）
第 25 条　当社は、総務大臣に届け出た上で、この約款を改正できるものとする。この場合、加入者は変更後の約款の適用を受ける。

（定めなき事項）
第 26 条　この約款に定めなき事項が生じた場合、当社と加入者は契約の主旨に従い、誠意を持って協議・解決に努めるものとする。

四国中央テレビ　テレビサービス料金表

１．契約料

１契約につき	31,500 円（税抜価格 30,000 円）

２．引込工事料

１引込線につき	15,750 円（税抜価格 15,000 円）

※当社の施工基準（引込線長 40m）を超えるものについては実費いただきます。

３．屋内工事料（加入者の設備の設置に要する費用）・・・実費

４．契約者設備の点検・補修料・・・実費

５．その他の工事料・・・実費

６. 基本利用料（月毎）

種別		利用料金（月額）	備考
ケーブルテレビ	エコノミー	1,995 円	
	多チャンネル	3,877 円	2 台目以降 2,100 円

※1上記料金は税込み価格である。

附　則１．

（特約の適用）

（１）　当社は、特に必要があるときは、特約を適用するものとする。

（２）　集合住宅の一括加入、一定地区の集団加入、ホテル等の業務用加入の契約については、別に定めるものとする。

（３）　加入者は当社によるサービスの提供回線が同一設置場所にある日本電信電話株式会社の電話サービスまたはＩＮＳネット 64（以下「電話サービス等」という。）と共同利用になる場合には、電話サービス等の契約者の承諾を得ることとなる。

（４）　この規則は平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

附　則２．

この規則は、平成２２年７月１日から施行する。

料金表（第７条関係・一部改正）

６. 基本利用料（月毎）

種別		利用料金（月額）	備考
ケーブルテレビ	エコノミー	1,995 円	
	多チャンネル	3,727 円	2 台目以降 2,100 円

注1　上記料金は税込み価格である。

附　則３．

この規則は、平成２２年２月１日から施行する。

料金表（第７条関係・一部改正）

６. 基本利用料（月毎）

種別		利用料金（月額）	備考
ケーブルテレビ	エコノミー	1,995 円	シングル・セット加入の場合
		1,365 円	トリプル加入の場合
	多チャンネル	3,727 円	2 台目以降 2,100 円 シングル・セット加入の場合
		3,097 円	2 台目以降 2,100 円 シングル・セット加入の場合

注1上記料金は税込み価格である。

附　則４．

この規則は、平成２５年３月１日から施行する。

料金表（第７条関係・一部改正）

６．基本利用料（月毎）

種別		利用料金（月額）	備考
ケーブルテレビ	エコノミー	1,995 円	シングル・ダブル加入の場合
		1,365 円	トリプル加入の場合
	デジタルプレミアム（多チャンネル）	3,727 円	シングル・ダブル加入の場合 ※2 台目以降 1,050 円
		3,097 円	トリプル加入の場合 ※2 台目以降 1,050 円

注1上記料金は税込み価格である。

附　則５．

この規則は、平成２５年７月１日から施行する。

料金表（第７条関係・一部改正）

６．(1)基本利用料（月毎）

種別		利用料金（月額）	備考
ケーブルテレビ	エコノミー	1,995 円	シングル・ダブル加入の場合
		1,365 円	トリプル加入の場合
	デジタルプレミアム（多チャンネル）	3,727 円	シングル・ダブル加入の場合 ※2 台目以降 1,050 円
		3,097 円	トリプル加入の場合 ※2 台目以降 1,050 円

(2)オプションメニュー

エコノミー、デジタルプレミアムの各コースに下記のオプションメニューを追加する

	エコノミー	デジタルプレミアム
スタンダード	210 円／台	―
楽録	840 円／台	840 円／台
楽録ブルーレイ	1,365 円／台	1,365 円／台

注1上記料金は税込み価格である。

附　則６．

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

消費税法の一部を改正する等の法律(平成 24 年 8 月 22 日法律第 68 号)の施行による。

四国中央テレビ　テレビサービス料金表

１．契約料（第６条関係・一部改正）	
１契約につき	30,000 円（税別価格）

２．引込工事料（第８条、第 11 条関係・一部改正）	
１引込線につき	15,000 円（税別価格）

※当社の施工基準（引込線 40m）を越えるものについては実費いただきます。

料金表（第７条関係・一部改正）

６．(1)基本利用料(月毎)

種別		利用料金(月額)	備考
ケーブルテレビ	エコノミー	1,900 円	シングル･ダブル加入の場合
		1,300 円	トリプル加入の場合
	デジタルプレミアム（多チャンネル）	3,550 円	シングル･ダブル加入の場合 ※2 台目以降 1,000 円
		2,950 円	トリプル加入の場合 ※2 台目以降 1,000 円

注１上記料金は税別価格である。

(2)オプションメニュー

エコノミー、デジタルプレミアムの各コースに下記のオプションメニューを追加する

	エコノミー	デジタルプレミアム
スタンダード	200 円／台	1,000 円／台
楽録	800 円／台	1,800 円／台
楽録ブルーレイ	1,300 円／台	2,300 円／台

注1上記料金は税別価格である。

四国中央テレビケーブルインターネット接続サービス契約約款

第１章　総則

（約款の適用）

第１条　株式会社四国中央テレビ（以下「当社」という。）は、このインターネット接続サービス契約約款（以下「約款」という。）、並びに当社が別に定める料金表により、インターネットサービスを提供する。

（約款の適用）

第２条　当社は、事業法第 34 条の４第１項の規定に基づき、この約款を変更することがある。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款による。なお、最新の約款は当社のホームページ上で公開する。

（用語の定義）

第３条　この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用する。

1	電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2	電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介することで、その他電気通信設備を他人の用に供すること
3	引込線	契約者宅への引込線及び保安器
4	屋内線	保安器の出力端子以降の設備（端末接続装置は除く）
5	電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
6	電気通信回線	電気通信事業者から電気通信ｻｰﾋﾞｽの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
7	ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽ	主としてﾃﾞｰﾀ通信の用に供することを目的としてｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾌﾟﾛﾄｺﾙにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信ｻｰﾋﾞｽ
8	ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽ取扱所	1　ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽに関する業務を行う当社の事業所 2　当社の委託によりｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽに関する契約事務を行う者の事業所
9	契約	当社からｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの提供を受けるための契約
10	契約者	当社と契約をしている者
11	契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
12	ＩＤ	英数字及び記号の組み合わせであって、契約者を識別するために当社が付与するﾒｰﾙｱｶｳﾝﾄ及び、特定のｻｰﾋﾞｽ利用のために当社が付与するＩＰｱﾄﾞﾚｽ等の符号

13	ﾊﾟｽﾜｰﾄﾞ	英数字及び記号の組合せであって、契約者を識別するためにＩＤと対応して当社が付与する初期符号及び、契約者自信が当社所定の手続きにより設定変更した当該符号
14	端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む）又は同一の建物内であるもの
15	端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
16	自営端末設備	契約者が設置する端末設備
17	自営電気通信設備	第１種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
18	相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
19	技術基準	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省第 31 号）で定める技術基準
20	消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第２章　契約

（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの種類等）

第４条　契約には、料金表に規定する種類、種別、品目等があります。

（契約の単位）

第５条　当社は契約者回線１回線（１端末接続装置毎に１回線とする。）毎に１の契約を締結する。この場合、契約者は１の契約につき１人に限ります。

２　１回線に複数の世帯・企業等が接続される場合は、各世帯・企業毎に締結するものとする。

３　業務目的であるいは継続的に当社の提供するｻｰﾋﾞｽを不特定又は多数の人が利用できるように自営電気通信設備若しくは端末設備を設置する場合、当社との別段の取決め又は承諾が必要である。

（最低利用期間）

第６条　ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽには、１年以内で当社が別に定める最低利用期間がある。

（契約者回線の終端）

第７条　当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とする。

２　当社は、前項の設置場所を決めるときは、契約者と協議する。
３　上記の工事に関しては当社若しくは当社の指定した者が行います。

（端末接続装置の貸与）
第８条　端末接続装置は当社の所有とし、契約者に貸与する。

（契約申込みの承諾）
第９条　契約者の申し込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽ取扱所に提出するものとする。
１　料金表に定めるｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの種類、種別、品目等
２　契約者回線の終端とする場所
３　その他ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの内容を特定するために必要な事項

（契約申込みの承諾）
第 10 条　当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾する。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがある。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知するものとする。
２　当社は、前項の規定にかかわらず、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがある。
３　当社は、第１項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがある。
　１　契約者回線を設置し、又は保守をすることが技術上著しく困難なとき。
　２　契約の申込みをした者がｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの料金その他の債務（「この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいう。」以下同じとする。）の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
　３　その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの種類等の変更）
第 11 条　契約者は、料金表に規定するｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの種類、種別、品目等の変更の請求をすることができる。
２　前項の請求の方法及びその承諾については、第 9 条（契約申込みの方法）及び前条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱うものとする。
３　変更に伴い発生する手続きに関する費用に関しては第 26 条の規定によるものとする。

（契約者回線の移転）

第 12 条　契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求することができる。

２　契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合がある。

３　当社は、第 1 項の請求があったときは、第 10 条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱うものとする。

４　第 1、2 項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行うものとする。

（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの利用の休止）

第 13 条　契約者は当社が提供するｻｰﾋﾞｽを一時的に休止しようとする場合は、当社が別に定める一定期間内において、ｻｰﾋﾞｽの休止が出来るものとする。

２　ｻｰﾋﾞｽを休止する場合、契約料の払戻しは行わないものとする。

３　ｻｰﾋﾞｽを休止する場合、契約者は第 24 条の規定による料金を支払うものとする。

４　ｻｰﾋﾞｽを休止する場合、当社は当社が所有又は管理する設備を撤去することを原則とする（屋内線は除く）。同時に第 1 条にある業務を停止するものとする。この場合、契約者が所有する設備又は占有する敷地・建物・構築物等の復旧に関しては当社は関知しないものとする。

５　休止後、ｻｰﾋﾞｽの復活をする場合は、契約者は当社にその旨を申し出るものとする。なお、当社は申出により、ｻｰﾋﾞｽの提供に必要な工事を行い、その費用は契約者が負担するものとする。

（その他の契約内容の変更）

第 14 条　当社は、契約者から請求があったときは、第 9 条（契約申込みの方法）第 3 号に規定する契約内容の変更を行うものとする。

２　前項の請求があったときは、当社は、第 10 条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱うものとする。

（譲渡の禁止）

第 15 条　契約者は相続の場合以外、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽを受ける権利を、譲渡することが出来ないものとする。

（契約者が行う契約の解除）

第 16 条　契約者は、契約を解除しようとする場合は、速やかに当社にその旨を申し出

るものとする。

2　契約を解除する場合、契約料の払戻しはしない。ただし、契約の日から 8 日の間、書面で当社が認知することをもって契約を解除又は取り消すことができる。なお、工事に関しては第 27 条の規定によるものとする。契約料を支払い済みの場合は、その契約料の払戻しを行うものとする。

3　契約を解除する場合、契約者は第 24 条の規定による料金を支払うものとする。

4　契約を解除する場合、当社は当社が所有又は管理する設備を撤去することを原則とする。（屋内線は除く）。同時に第 1 条にある業務を停止する。この場合、契約者が所有する設備又は占有する敷地・建物・構築物等の復旧に関しては当社は関知しないものとする。

（当社が行う契約の解除）

第 17 条　当社は、次の場合には、その契約を解除することができるものとする。

1　料金その他の債務について、支払を 2 ヶ月以上遅延したとき。（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業者以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含む）

2　契約の申込みにあたって、当社所定の書面に事実に反する記載を行ったこと等が判明したとき。

3　第 37 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。

4　事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信ｻｰﾋﾞｽに係る電気通信回線を接続したとき。

5　事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。

6　前各号のほか、この約款に違反する行為、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。

2　電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責めに帰すべからざる理由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの継続ができないとき。

3　当社は、その契約を解除しようとするときは、予め契約者にそのことを通知する。

4　当社は、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去します（屋内線は除く）。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物の復旧を要する場合、契約者は、その復旧に係る復旧費

用を負担するものとする。

第３章　付加機能

（付加機能の提供等）

第 18 条　当社は、当社のｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの開始以降、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供するものとする。

２　付加機能の提供に必要な料金に関しては、第 24 条、第 26 条の規定によるものとする。

第４章　回線相互接続

（回線相互接続の請求）

第 19 条　契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する伝記通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができる。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定めるｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽ取扱所に提出するものとする。

２　当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾する。

（回線相互接続の変更・廃止）

第 20 条　契約者は、前条の回線相互接続を変更又は廃止しようとするときは、その旨を当社に通知するものとする。

２　前条、（回線相互接続の請求）の規定は、回線相互接続の変更について準用する。

第５章　利用中止及び利用の制限

（利用中止）

第 21 条　当社は、次の場合には、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの利用を中止することがある。

１　当社の電気通信設備の保守上又は工事上止むを得ないとき。

２　第 22 条（利用の制限）の規定によりｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの利用を中止するとき。

２　前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがある。

３　前２項の規定により、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの利用を中止するときは、予めそのことを契約者に知らせるものとする。ただし、緊急止むを得ない場合は、この限りではない。

（利用の制限）

第22条　当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの利用を制限することがある。

２　通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがある。

３　ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為を行ったときは、その利用を制限することがある。

４　ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの利用者が、当社のﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ上に記載したｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽ利用規約に違反する行為を行ったときは、その利用を制限することがある。また、その行為が改善されない場合は、第17条（当社が行う契約の解除）に基づき契約を解除することがある。

第６章　料金等

第１節　料金

（料金の適用）

第23条　当社が提供するｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの料金は、契約料、利用料、付加機能使用料、手続きに関する料金及び工事に関する費用とし、料金表に定めるところによる。

第２節　料金の支払義務

（利用料等の支払義務）

第24条　契約者は、その契約に基づいて当社がｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの提供を開始した日（付加機能又は端末接続装置の提供については、その提供を開始した日）から起算して、契約の解除若しくは休止があった日の属する月の月末日までの（付加機能又は端末接続装置の廃止についても同様）期間について、当社が提供するｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの態様に応じて料金表に規定する利用料又は使用料（以下「利用料等」という。以下この条において同じとする。）の支払を要するものとする。

２　利用料等の支払単位は月毎とする。

３　料金表に従い、利用料を定める期日に指定金融機関の契約者口座から自動振替するものとする。

４　契約者は月途中にｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの種類、種別、品目、数量等の変更等の請求を

行い、当社がこれを承諾したとき、その変更を行ったｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの、その月の利用料等に関しては、変更前の利用料等を適用するものとする。

５　前項の期間において、利用の一時中断等によりｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの利用ができない状態が生じたときの利用料の支払は、次によるものとする。

１　契約者は、次の表に掲げる場合を除き、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区　　間	支払を要しない料金
１　契約者の責めによらない理由により、そのｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含む。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限る。）について、24 時間毎に日数を計算し、その日数に対応するそのｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽについての利用料等（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除く。）

６　当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還するものとする。

（契約料の支払義務）

第 25 条　契約者は、第 9 条（契約申込みの方法）の規定に基づき契約の申込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する契約料の支払を要する。

（手続きに関する料金等の支払義務）

第 26 条　契約者は、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽを開始した後、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの種類、種別、品目等の変更及び、付加機能の種類、種別、品目、数量等の変更、追加・廃止等の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続きに関する登録（変更）手数料の支払を要する。ただし、その手続きの着手前にその請求の取り消しがあったときは、この限りではない。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還するものとする。

（工事に関する費用の支払義務）

第 27 条　契約者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要する。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取り消し（以下この条において「解除等」という。）があったときは、この限りではない。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還

する。
2　工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担するものとする。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とする。
3　契約者はｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽを行うための電気通信設備若しくは端末接続設備の設置工事が完了したときに工事料を支払うものとする。

第３節　割増金及び延滞利息

（割増金）
第 28 条　契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とする。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払うものとする。

（延滞利息）
第 29 条　契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除く。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払うものとする。ただし、支払期日の翌日から起算して１０日以内に支払があった場合は、この限りではない。

第７章　保守

（当社の維持責任）
第 30 条　当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持に努める。

（契約者の維持責任）
第 31 条　契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持するものとする。

（設備の修理又は復旧）
第 32 条　当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧するものとする。

（契約者の切分け責任）

第 33 条　契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除く。以下この条において同じとする。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備の修理の請求をするものとする。

２　前項の確認に際して、契約者から請求があった場合には、当社が別に定めるｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽ取扱所又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に知らせるものとする。

３　当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者に知らせた後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担してもらうものとする。

第８章　損害賠償

（責任の制限）

第 34 条　当社は、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含む。以下この条において同じとする。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償するものとする。

２　前項の場合において、当社は、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限る。）について 24 時間毎に日数を計算し、その日数に対応するそのｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの利用料等の料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償するものとする。ただし、当社が認知していない場合、加入者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった加入者は、その権利を失うものとする。

３　第 1 項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しない。

（免責）

第35条　当社は、契約者が本ｻｰﾋﾞｽの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負わない。

２　当社は、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しないものとする。

３　当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」という。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しない。ただし、事業法の規定に基づき当社が定めるｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽに係る端末設備等の接続の技術条件の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担するものとする。

第９章　雑則

（承諾の限界）

第36条　当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがある。この場合は、その理由をその請求をした者に通知する。ただし、この契約において別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとする。

（利用に係る契約者の義務）

第37条　当社は、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとする。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとする。これに関する責任は契約者が負うものとする。

２　契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとする。

３　契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととする。ただし、天災、事変、その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限

りではない。

4　契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととする。

5　契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととする。

6　契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良に管理者の注意をもって保管することとする。

7　契約者は、規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとする。

8　契約者は、当社のｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽを利用してなされた一切の行為及びその結果について、当該行為を自己が行ったか否かを問わず、責任を負うものとする。

（ＩＤ及びパスワードの管理責任）

第 38 条　契約者は、自己のＩＤ及び、これに対応するパスワードの使用及び管理について全ての責任を負うものとする。

2　契約者は、自己の設定したパスワードを失念した場合は直ちに当社に申出るものとし、当社の指示に従うものとする。

3　契約者は、第１項に規定する責任を怠り、第三者が契約者のＩＤ及びこれに対応するパスワードを使用し、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽを利用した場合、当該第三者のｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽの利用に対して全ての責任を負うものとする。

（相互接続事業者のｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽ）

第 39 条　契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認するものとする。

2　契約の解除があった場合は、その解除があったときに、当社の相互接続事業者のｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽ利用契約についても解除があったものとする。

（技術的事項及び技術資料の閲覧）

第 40 条　当社は、当社が別に定めるｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽ取扱所において、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽに係る基本的な技術的事項及び契約者がｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続ｻｰﾋﾞｽを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供するものとする。

（営業区域）
第 41 条　営業区域は、当社が別に定めるところによる。

（閲覧）
第 42 条　この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供するものとする。

四国中央テレビケーブルインターネット料金表

１．契約料

１契約につき	31,500 円（税抜価格 30,000 円

２．引込工事料

１引込線につき	15,750 円（税抜価格 15,000 円）

※当社の施工基準（引込線長 40m）を超えるものについては実費いただきます。

３．屋内工事料

ｹｰﾌﾞﾙﾓﾃﾞﾑまでの設置工事費	実費

４．サービスの種類と利用料

サービス名	ベーシックコース	プレミアコース
速度（下り／上り）	10Ｍｂｐｓ／1Ｍｂｐｓ	25Ｍｂｐｓ／1.5Ｍｂｐｓ
ＩＰアドレス	グローバルＩＰアドレス１個（ＤＨＣＰで割当）	
メールアカウント（容量）	１個（20ＭＢ）	１個（20ＭＢ）
月額利用料	3,675 円（税抜価格 3,500 円）	4,725 円（税抜価格 4,500 円）

※速度については、全て最高速度を標記しておりますので、回線の混み具合により変動する。

※月額利用料については、ケーブルモデムのレンタル料が含まれている。

５．オプションメニュー

サービス名	ベーシックコース	プレミアコース
ﾒｰﾙｱｶｳﾝﾄ追加	315 円（税抜価格 300 円）／個・月（基本の１個を含めて最大５個まで）	
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ利用（容量）	１個（20ＭＢ）無料	
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ容量追加	525 円（税抜価格 500 円）／10ＭＢ・月（基本の 20ＭＢを含め最大 100ＭＢまで）	
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱｶｳﾝﾄ追加	420 円（税抜価格 400 円）／個・月（基本の１個を含め最大５個まで）	
登録（変更）手数料	525 円（税抜価格 500 円）／回 （契約内容の再登録及び契約内容の変更に伴う手数料）	
ｻｰﾋﾞｽｺｰｽ変更	登録（変更）手数料＋屋内工事料（実費）	
ｻｰﾋﾞｽ一時休止	1,050 円（税抜価格 1,000 円）／月（３ヶ月まで）	

ｹｰﾌﾞﾙﾌｫﾝ（ＩＰ電話）	登録（変更）手数料＋屋内工事料（実費）
	基本料金　315 円（税抜価格 300 円）＋通話料／月（通話料は重量課金）

※ｵﾌﾟｼｮﾝﾒﾆｭｰのご利用にあたっては、上記の追加料金を頂きます。
なお、ｵﾌﾟｼｮﾝﾒﾆｭｰの追加・変更については、別紙申込書より受付けます（申込書１枚につき１回分の手数料が必要です)。
※この料金表は平成 17 年 3 月 1 日より施行します。

附　則 1.
この規則は、平成２２年７月１日から施行する。
料金表（第４条、23 条関係・一部改正）
６. 基本利用料（月毎）

種別		利用料金（月額）	備考
ケーブルインターネット	ライト	2,940 円	インターネットのみ加入の場合
		2,310 円	テレビとセット加入の場合
	ベーシック	3,675 円	
	プレミア	4,725 円	
IP 電話		基本料金 315 円	

注
1　ケーブルインターネットの月額利用料金には、専用モデム、回線利用料及びプロバイダー料を含むものとする。
2　IP 電話の利用は、ケーブルインターネットの加入者に限るものとする。月額利用料は、基本料金に当該月分従量制による通話料を加えて得た額とする。
3　上記料金は税込み価格である。

附　則 2.

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

料金表（第４条、23 条関係・一部改正）

６. 基本利用料（月毎）

種別	利用料金（月額）	備考
IP 電話	基本料金 315 円	平成 24 年 3 月 31 日をもって事業終了。

注

１　上記料金は税込み価格である。

附　則 3.

この規則は、平成２４年５月１日から施行する。

料金表（第４条、23 条関係・一部改正）

６. 基本利用料（月毎）

種別		利用料金（月額）	備考
ケーブルインターネット	ライト	2,940 円	インターネットのみ加入の場合
		2,310 円	テレビまたは固定電話とのセット加入かトリプル加入の場合。
	ベーシック	3,675 円	
	プレミア	4,725 円	

注

１　ケーブルインターネットの月額利用料金には、専用モデム、回線利用料及びプロバイダー料を含むものとする。

２　上記料金は税込み価格である。

附　則 4.

この規則は、平成２４年９月１日から施行する。

料金表（第４条、23 条関係・一部改正）

６. 基本利用料（月毎）

種別		利用料金（月額）	備考
ケーブルインターネット	ライト	2,940 円	インターネットのみ加入の場合
		1,995 円	テレビまたは固定電話とのセット加入かトリプル加入の場合。
	ベーシック	3,675 円	
	プレミア	4,725 円	

注

１　ケーブルインターネットの月額利用料金には、専用モデム、回線利用料及びプロバイダー料を含むものとする。

２　上記料金は税込み価格である。

附　則 5.

この規則は、平成２４年１１月１日から施行する。

料金表（第４条）

７．サービスの種類

サービス名	ライトコース	ベーシックコース	プレミアコース
速度（下り／上り）	5Mbps／256Kbps	30Mbps／1.5Mbps	100Mbps／2Mbps

附　則 6.

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

料金表（第４条）

四国中央テレビケーブルインターネット料金表

１．契約料

１契約につき	30,000 円（税別価格）

２．引込工事料

１引込線につき	15,000 円（税別価格）

※当社の施工基準（引込線長 40m）を超えるものについては実費いただきます。

３．屋内工事料

ｹｰﾌﾞﾙﾓﾃﾞﾑまでの設置工事費	実費

７．サービスの種類

サービス名	ライトコース	ベーシックコース	プレミアコース
速度（下り／上り）	10Mbps／256Kbps	30Mbps／1.5Mbps	100Mbps／2Mbps
月額利用料	1,900 円／2,800 円	3,500 円	4,500 円

※月額利用料金については税別価格。

※速度については、全て最高速度を標記しておりますので、回線の混み具合により変動する。

※ライトコース月額利用料金のうち、2,800 円（税別価格）は、単体加入の場合。

※月額利用料については、ケーブルモデムのレンタル料が含まれている。

５．オプションメニュー

サービス名	ベーシックコース	プレミアコース
ﾒｰﾙｱｶｳﾝﾄ追加	300 円（税別価格）／個・月（基本の１個を含めて最大５個まで）	
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ利用（容量）	１個（20ＭＢ）無料	
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ容量追加	500 円（税別価格）／10ＭＢ・月（基本の 20ＭＢを含め最大 100ＭＢまで）	
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱｶｳﾝﾄ追加	400 円（税別価格）／個・月（基本の１個を含め最大５個まで）	
登録（変更）手数料	500 円（税別価格）／回 （契約内容の再登録及び契約内容の変更に伴う手数料）	
ｻｰﾋﾞｽｺｰｽ変更	登録（変更）手数料＋屋内工事料（実費）	
ｻｰﾋﾞｽ一時休止	1,000 円（税別価格）／月（３ヶ月まで）	

※ｵﾌﾟｼｮﾝﾒﾆｭｰのご利用にあたっては、上記の追加料金を頂きます。

なお、ｵﾌﾟｼｮﾝﾒﾆｭｰの追加・変更については、別紙申込書より受付けます（申込書１枚につき１回分の手数料が必要です）。

※この料金表は平成２６年４月１日より施行します。

重要事項説明書

コスモス光について

株式会社四国中央テレビ

＜お問い合わせ連絡先＞
株式会社四国中央テレビ
四国中央市三島宮川 4-6-48　ＴＥＬ：0896-24-0130
営業時間：平日・土曜 9：00-18：00（日曜祝日はお休み）

「コスモス光」サービスについて

□「コスモス光」は、NTT 西日本が提供するフレッツ光などの卸提供を受け、当社がお客様に提供する光ブロードバンドサービスです。

□「コスモス光」は四国中央市内で、NTT 西日本のフレッツ光が卸提供されるエリアでご利用いただけます。またお客様が現在ご利用中の NTT 西日本のフレッツ光から「コスモス光」へ切り替えることができます（以降、本手続きを「転用」といいます)。なお、設置場所の変更を伴う転用はできません。

□転用時の名義は原則、NTT 西日本のフレッツ光と同一名義とさせていただきます。

□「コスモス光」の契約後、NTT 西日本のフレッツ光などを再度利用する場合、または他事業者の光ブロードバンドサービスをご利用する場合、「コスモス光」の解約および他事業者サービスの新規開通工事・機器変更が必要となります。その場合、「コスモス光」の解約に伴い、「コスモス光」契約時の契約 ID が変更になります。また、ひかり電話をご利用の場合、ご利用中の電話番号が変更となる場合があります。

□お客様へは、後日ご契約内容をご確認いただけるようご利用開始日（工事日）までに「開通のご案内」を設置場所住所へお送りします。

□転用の際はＮＴＴフレッツ光契約時に設定されている違約金は発生致しません。
ただし、ＮＴＴフレッツ光契約時に工事費を分割で支払うようにされている場合は、残額を引き続き四国中央テレビへお支払いいただきます。

インターネットサービスに関する注意事項

□「コスモス光」はベストエフォート型サービスです。申込書に記載の最大通信速度は、お客様宅内に設置する回線の終端装置から NTT 西日本の設備までの間における技術規格上の最大値であり、お客様宅内での実使用速度を示すものではありません。インターネット利用時の通信速度は、お客様のご利用環境、回線の混雑状況、集合住宅の場合は当該建物の伝送方式等によって低下する場合があります。

「コスモスひかり電話」に関する注意事項

□停電時は緊急通報を含む通話ができません。ひかり電話停電対応機器などをご利用いただくことで、一定期間、通話が可能となる場合があります。

□緊急通報番号（110/119/118）へダイヤルした場合、発信者番号通知の通常通知・非通知に関わらず、ご契約者の住所・氏名・電話番号を接続相手先（警察/消防/海上保安）に通知します（一部の消防を除く)。なお、「184」をつけてダイヤルした場合には通知されませんが、緊急機関側が人の生命などに差し迫った危険があると判断した場合には、同機関が発信者の住所・氏名・電話番号を取得する場合があります。

□お話し中調べ（114）やコレクトコール（106）など、一部かけられない番号があります。

□電気通信事業者を指定した発信（0039 や 0033 など番号の頭に「00XY」を付加する番号）はできません。一部電話機・FAX などに搭載されている「加入電話から携帯電話への通話サービスに対応した機能＜例：携帯通話設定機能（0036 自動ダイヤル機能）＞やNTT 製以外の一部電話機・FAX などに搭載されている「ACR（スーパーACR など）機能」が動作中の場合、発信ができなくなることがあります。ひかり電話をご利用になる

前に、上記機能の停止や提供会社への解約手続きを行ってください。

□加入電話などの利用休止または契約解約に伴い、休止対象の電話番号でご利用の NTT 西日本にて提供するサービス（割引サービスなど）は解約となります。

□本サービスはマイライン対象外です。したがって加入電話などから現在お使いの電話番号を継続して本サービスでご利用される場合、マイライン契約は解除されます。

□定額料金の発生する割引サービスなどの他社電話サービスにご加入の場合、必要に応じてご自身で利用終了の連絡を行ってください。利用の如何に関わらず、料金が発生する場合がありますのでご注意ください。

□ISDN 対応電話機、G4FAX など、ご利用いただけない電話機があります（アダプタ等の追加によりご利用いただける ISDN 対応電話機もございます）。

※G4 モードなどのディジタル通信モードではご利用いただけません。

※スーパーG3 モードの場合、通信環境によりご利用いただけない場合があります。

※G3 モードでご利用であっても、通信相手が ISDN 回線をご利用の場合、通信相手側のターミナルアダプターなどの設定によっては、ひかり電話から FAX 送信ができない場合があります。

□モデム通信については、お客様の宅内環境、通信機器、回線状況の影響を受けることがあります。

□加入電話などでご利用のレンタル電話機の継続利用はできません。NTT 西日本「116」へ解約手続きを行ってください。

□接続できる電話機の台数は、2 台までとなります。

□電話機に接続されているドアホンをご利用の場合、屋内配線工事が必要となる場合があります。設置された工事会社様へご確認ください。

□ひかり電話ルーターを VDSL 機器または回線終端装置との一体型でご利用のお客様がひかり電話を廃止する場合、一体型機器をご利用のままひかり電話ルーター機能を自動停止させていただくか、VDSL 機器または回線終端装置にお取り替えさせていただきます。ルーター機能および無線 LAN 機能はご利用いただけませんので、ご了承ください。

□受話器を上げた際の「ピーピーピー」という音について。ひかり電話ルーターのファームウェアのバージョンアップが必要なことをお知らせする通知音です。バージョンアップを行ってください。

※ひかり電話の発着信は通常どおりご利用いただけます。

□ひかり電話では、発信先（相手側）が応答しない限り、約 3 分後に自動的に接続が切断されます。このため、発信先がフリーダイヤルで、混雑により「しばらくお待ちください」などのガイダンスが流れ、待ち合わせの状態であっても、発信から約 3 分後に自動的に接続が切断されます。

□着信課金サービス提供事業者様において、ひかり電話は契約可能な回線として指定されていない場合があります。お客様ご自身で、必ずご契約の事業者様へ、ひかり電話に変更する旨の連絡を行ってください（各事業者様との解約手続きが必要となる場合があります）。

※着信課金サービスとは通話料を着信側で負担するサービスです。

□ご契約の事業者様（ガス会社など）により、その扱いが異なります。お客様ご自身で、

必ずご契約の事業者様へひかり電話に変更する旨の連絡を行ってください。なお、ナンバー表示をご利用いただくことで、ひかり電話でも同等のサービスをご利用可能な場合もございますので、ご契約の事業者様へご相談ください。

□NTT 西日本の加入電話などをご利用いただいているお客様が、本サービスを同一設置場所でご利用いただく場合、現在ご利用中の電話番号をそのまま利用することを番号ポータビリティといいます（一部ご利用いただけない場合があります)。

□番号ポータビリティを伴うひかり電話の申込手続きを行う際に、ＮＴＴ西日本が、ＮＴＴ西日本の保有するお客様の固定電話に関する契約者情報を四国中央テレビに提供する場合があることについて同意頂く必要があります。ＮＴＴ西日本から提供された契約者情報は、番号ポータビリティを伴うひかり電話の申込手続きを円滑に行うため、また、お客様がその申込内容を補正することを可能とするためのみに利用いたします。

□県間通話に関しては株式会社エヌ・ティ・ネオメイトのサービスまたはエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社のサービスをご利用いただく場合があります。国際通話に関してはエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社のサービスをご利用いただきます。

□国際通話などでの発信番号通知は、相手国側の中継事業社網の設備状況等により通知できない場合があります。そのため、相手側端末への表示を保証するものではございません。

ご利用料金のお支払いについて

□「コスモス光」のご利用料金は、当社が指定する期日までに、当社が別途指定した金融機関の自動振替等により支払うものとします。

□次の場合、「コスモス光」のご利用を停止する場合があります。

・お支払い期日を過ぎても、ご利用料金のお支払いがない場合

・お支払い期限後にお支払いいただき、当社料金担当がお支払いの事実が確認できなかった場合（お支払いを確認後にサービス復旧）

最低利用期間・違約金について

「コスモス光」の最低利用期間は新規・転用の場合ともに 1 年間（課金 12 回）です。1 年以内に解約される場合は違約金として 10,000 円（税別）いただきます。

提供エリアについて

□愛媛県四国中央市の NTT フレッツ光の卸サービス提供エリア

ご利用料金

「コスモス光」基本プラン

プラン名	サービス概要	タイプ	月額利用料
新規	「コスモス光」を新たにご契約	ファミリー	4,600円（税別）
	※プロバイダ料金を含みます	マンション	3,600円（税別）
転用	「フレッツ光」から「コスモス光」に契約を切り替え	ファミリー	4,600円（税別）
	※プロバイダ料金を含みます	マンション	3,600円（税別）

※四国中央テレビが提供するプロバイダ（株式会社愛媛CATV）をご利用いただきます。

「コスモス光でんわ」基本プラン

プラン名	サービス概要	月額利用料
コスモス光でんわ（基本）	コスモス光でんわの基本プランになります。月額基本料にて以下のサービスがご利用いただけます。高音質電話・テレビ電話・データ接続	500円（税別）
コスモス光でんわプラス	基本プランに加え、480円分の通話料金（最大3時間相当）と以下の6つのオプションサービスが含まれます。ナンバー表示・ナンバーリクエスト・キャッチコール・迷惑電話撃退サービス・着信お知らせメール・ボイス転送	1,500円（税別）
コスモス光でんわオフィスタイプ	1つの番号に対して3チャネル使用することができます。以下の3つのオプションサービスが含まれます。高音質電話・テレビ電話・データ接続	1,300円（税別）
コスモス光でんわオフィスタイププラス	1つの番号に対して3チャネル使用することができます。以下の8つのオプションサービスが含まれます。高音質電話・テレビ電話・データ接続・ナンバー表示・ナンバーリクエスト・ボイス転送・迷惑電話撃退サービス・グループ通話定額	1,100円（税別）

「コスモス光」付加サービス

サービス名	サービス概要	月額利用料
HGWレンタル	光回線のみご利用いただいている方へHGWをレンタルします。	250円（税別）

※光でんわをお申し込みいただいている方はこちらの申し込みなしでHGWをご利用いただけます。

サービス名	サービス概要	月額利用料
無線LANカード（親機）	HGWとWi-Fi対応機器を無線で接続できます。	100円（税別）

※HGWをご利用中の方のみお申し込みいただけます。

□「コスモス光」通話・通信料金表

コスモス光でんわからの通話・通信

通話対象	区分	通話・通信料金
光でんわ・加入電話への通話	高音質音声通話料	8円／3分（※1）
	テレビ電話・通話、データ接続通信同時利用（利用帯域2.6Mbpsまで	15円／3分
	テレビ電話・通話、データ接続通信同時利用（利用帯域2.6Mbps超）	100円／3分
IP電話（050番号）への通話	IP電話（050番号）への通話 ※通信事業者により、通話料金が異なります。	10.4～10.8円／3分
携帯電話への通話	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（※2）、ワイモバイル株式会社	16円／60秒
	KDDI株式会社	18円／60秒
	ソフトバンク株式会社	18円／60秒
海外への通話	アメリカ合衆国（グアム・サイパンなど一部除く）への通話	9円（免税）／60秒
	中華人民共和国への通話	30円（免税）／60秒

「コスモス光でんわ」からPHSへの通話料	●区域内10円／60秒●～160km 10円／45秒●160km超10円／36秒●別途上記の通話料金の他に通話1回ごとに10円
ポケットベル等（020番号を用いたサービス）への通信料	●1回の通話につき40円＋15円／40秒 ※東京テレメッセージ社の提供するサービスのみ接続可能
「コスモス光でんわ」におけるデータコネクト利用の場合の通信料	NTT西日本・東日本の「ひかり電話」サービスへの通信 ●利用帯域～64Kbps 1円／30秒●利用帯域～512Kbps 1.5円／30秒 ●利用帯域～1Mbps　2円／30秒●利用帯域～2.6Mbps15円／3分 ●利用帯域～2.6Mbps超　100円／3分

※1　NTT東西の加入電話・INSネット（電話サービス）・「ひかり電話」サービス（テレビ電話・データコネクト（データ通信）・データコネクト通信中の音声通話は除く）、他社加入電話、他社IP電話（050番号への通話は除く）へ発信の場合。携帯電話等への通話料金は異なります。

※2　NTTドコモ社携帯（070/080/090）へダイヤルし、NTTドコモ社IP電話（050）網に着信した場合の料金は10.8円／分です。

コスモス光　初期費用・工事費用

プラン名	タイプ	手数料	月額利用料
新規	ファミリー	3,000円（税別）	18,000円（税別）
	マンション		
転用	ファミリー	3,000円（税別）	無料※
	マンション		

※転用と同時に品目変更が必要な場合、工事費5,000円（税別）が必要です。
※電話機とHGWの設置位置が離れている場合など、屋内配線やLANケーブルを敷設する場合、別途工事費用が発生します。

□初期費用に関する注意事項
「コスモス光」の新規契約（転用含む）時には契約事務手数料3,000円（税別）がかかります。

□集合住宅における派遣工事実施時の注意事項
集合住宅においては、マンション共用スペースまで光回線を引き込み、その後各戸までは「既存の電話回線用ケーブルを利用する」「光ファイバーケーブルを引き込む」などの方法で接続致します。工事実施にあたり、工事当日はマンション内の急用スペース（MDF室など）において作業が必要となりますので、施錠されている場合はあらかじめオーナー様、管理会社様などに工事日をお伝えいただき、MDF室の場所のご確認と開錠のご手配をお願い致します。

□工事にあたりお客様にご用意いただくもの

ご用意いただくもの	備考
LANケーブル	ONUまたはHGWとパソコンを接続するケーブルです。
コンセントタップ	パソコン用に加えて電源コンセントの差し込み口が1-2口必要になります。
パソコン・スマホなど	インターネット接続に必要な端末をご準備ください。

□工事に関する注意事項
■工事はNTT西日本の指定の工事会社が実施致します。
■工事完了前であれば、お申し込みの取り消しが可能です。ただし、工事途中でお申し込みを取り消された場合、
それまでに発生した派遣費用や工事費用についてはお客様に請求致します。
■工事日について、設備状況の都合などにより、工事日程が当初ご案内の予定から変更になる場合があります。
なお、ご予約いただいた時間帯にお伺いするよう努めておりますが、やむをえず交通事情などによりご予約の時間帯に
間に合わないこともあります。
■当社が工事のお約束をした場合でも、「コスモス光」設置場所の現地の設備状況などによっては工事ができず「コスモス光」
をご利用いただけない場合があります。この場合、工事費はかかりませんが「コスモス光」のご契約を解除する場合があります。
なお、工事が実施できないことによりお客様または第三者に損害が生じた場合でも当社は責任を負いかねます。
■派遣工事には「コスモス光」お申し込み時に申告いただいた利用者の立会が必要です。
派遣工事にかかる時間は概ね1時間程度を予定しています。
■光ファイバー回線を引き込むお部屋に電話用の配管が無い場合はエアコンダクトを利用したり、壁面に穴をあける場合が
ありますのであらかじめご了承ください。なお、工事内容によっては追加料金が発生する場合があります。
詳しくは工事当日に事前説明させていただきますので、ご確認ください。
■賃貸住宅で派遣工事を実施する場合、必ず建物所有者様に事前に工事実施の了承をいただいてください。
■無派遣工事の場合、ご自宅内の各種機器の接続や設定はお客様ご自身で行っていただきます。
■HGWやONUの設置位置に指定がある場合、施工当日に設置場所を工事業者に伝えていただきます。
HGW設置位置によっては追加工事費が発生する場合があります。
屋内電話配線工事やLAN配線工事などの工事費用はNTT西日本からお客様に直接請求致します。

□（派遣工事の場合）工事日時の後連絡について
お客様の注文に対する各種工事は、NTT西日本指定の工事会社が実施します。
工事の準備ができ次第、四国中央テレビからお客様へ工事予定日をご連絡致します。
また工事会社からも工事前日または工事日当日の訪問前にお客様にご連絡し、訪問予定をお伝えします。

プロバイダ

□「コスモス光」の新規契約（転用含む）時の注意事項
「コスモス光」専用のプロバイダをご利用いただきます。
プロバイダは愛媛ＣＡＴＶです。
プロバイダ料が月額利用料に含まれます。
○○○@cosmostv.jp のメールアドレスが１つ無料でついてきます。
□「コスモス光」の新規契約（転用含む）時の注意事項
「コスモス光」を新規契約（転用含む）された場合、それまで利用されていたプロバイダの解約は、お客様にて各プロバイダへ直接ご連絡をお願い致します。
「コスモス光」解約時には自動的にコスモス光プロバイダも解約されます。

その他の注意事項

□フレッツ光でご利用中のサービス、「コスモス光」に関連するサービスについて
　フレッツ光から転用される場合、お客様が現在ご契約している NTT 東西などの事業者が提供するフレッツ光でご利用中のサービスが継続利用できない場合があります。詳細　は各事業者にお問い合わせください。なお、現在ご契約しているフレッツ光でご利用中のサービスが継続利用可能な場合は、当該サービスの利用料については、引き続き各事業者からの請求となります。
転用などに伴い、「コスモス光」の利用者名と NTT 西日本の提供するフレッツ光でご利用中のサービスのご契約者名に差異が生じた場合、NTT 西日本の提供するフレッツ光でご利用中のサービスの契約者名を「コスモス光」の利用者名と同一名義に変更することに同意していただきます。
なお、変更後のご契約者名確認の為、NTT 西日本より「コスモス光」の利用者に連絡する場合があります。
□保守について
「コスモス光」の故障発生時は当社（0896-24-0130）へご連絡ください。なお、当社で故障箇所を確認し、故障箇所が当社または NTT 西日本の設備だった場合は、お客様に連絡し、故障修理者を派遣する場合があります。
お客様の故意または過失による故障と判断した場合については、故障修理費用および派遣費用などをお客様に請求致します。
当社で故障箇所を確認し、当社または NTT 西日本の設備に故障がないと判断した場合においても、お客様の要望がある場合は点検の為に故障修理業者を派遣することは可能ですが、当社または NTT 西日本の故障ではないと確認できた場合には、その派遣に要した費用をお客様に請求致します。
当社設備などのメンテナンスや停電などにより電源が供給されない場合など、サービスを一時的に利用できない場合があります。
□レンタル機器の返却について
当社がお貸し出しした機器の返却をお願いした時は速やかにご返却願います。一定期間経過後、機器の返却がないお客様については、機器相当額を請求する場合があります。
□個人情報の取扱いについて
お客様名、設置場所などの情報については、開通工事・保守などの目的で NTT 西日本に提供致します。
お客様の個人情報につきましては、当社プライバシーポリシーに基づき適切に管理致します。